

土岐市介護老人保健施設運営規程（施設サービス）

（趣旨）

第1条 この規程は、土岐市老人保健施設「やすらぎ」（以下「施設」という。）における施設サービス運営に関し、必要事項を定める。

（施設の目的）

第2条 施設は、第7条に規定する者（以下「利用者」という。）に対し、看護、医学管理下での介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者を対象に、日常生活が営むことが出来るよう施設サービス計画に基づき、施設サービスを提供することを目的とする。

2 施設は、利用者の身体の状態等に応じた施設療養その他のサービスの提供並びに家庭的雰囲気確保するため、必要な設備を充当する。

3 施設は、地域住民又は自発的な活動等との連携及び協力を行い、地域との交流に努め居宅支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに関係市町村とも連携を図り、総合的なサービス提供に努める。

（運営方針）

第3条 施設は、地域における老人医療及び福祉サービスのキーステーションとして施設サービス計画に基づいて家庭復帰を目指し、存在価値が認められるような施設づくりを目的として、次の各号に掲げる事項を重視して運営する。

(1) 明るく、健やかで生きがいのある生活が送れるよう全職員が「愛とヒューマニティ」に基づく思いやりの精神をもって、これらの実践に当たる。

(2) この療法の中で、生きる喜びを感じとれること並びにリハビリテーションは、レクリエーションの具現を指導方針とする。

(3) 職員の資質及び専門性の向上、また運営への参加と連帯の意識を高揚し、施設の活性化と合理的運営を目的とする。

(4) 施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある場合等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

(5) 利用者の個人情報保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに即し、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

（定員）

第4条 施設入所者の定員は、100名とする。

（組織）

第5条 施設に管理者（「施設長」という。）を置く。

2 施設長は、土岐市立総合病院 病院長の命を受け施設全般を管理する。なお、施設長を補佐するため事務長を置く。

3 施設長（医師）の下に副施設長、看護師長、看護主任、介護主任、薬剤師、理学療法

士、作業療法士、栄養士を置く。

- 4 事務長の下に支援相談員、介護支援専門員及び事務職員を置く。
- 5 介護老人保健施設に携わる職員の総括管理、指導に関する事項は施設長（医師）が掌理する。
- 6 施設及び設備に関する事項は、事務長が掌理する。
- 7 看護、介護に関する事項は看護師長が掌理する。

（職種・職員数）

第6条 「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（介護保険法第97条第1項から第3項）に規定する職種・職員数は、次に掲げるとおりとする。

施設長（医師を含む）	1.0名
医師	1.0名
看護職員	10.8名
薬剤師	0.4名
介護職員	20.7名
支援相談員	1.0名
理学療法士又は作業療法士	3.0名
管理栄養士又は栄養士	1.5名
介護支援専門員	2.0名
事務職員	1.4名

（利用者）

第7条 施設の利用者は、介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）第26条の規程による介護保険被保険者証を所持し、比較的病状が安定し、要介護状態にある第1号被保険者（65才以上の者）並びに介護保険法施行令（平成10年12月24日政令第412号）第2条で定める16の特定疾病に起因し、要介護状態と認定された第2号被保険者（40才～64才の者）を対象にするが、緊急に介護を必要と認められる場合は、各市町村と連携を取り暫定サービスを受ける者も含む。

（利用手続）

第8条 施設の利用に関する手続きは、次の各号に定める手続きを確認してから行うこととする。

- (1) 施設療養に関する医療受給資格、介護保険被保険者証
- (2) 利用料等（別示）の負担能力

2 前項に規定する確認は、被保険者証（有効期間、介護認定の有無）及び健康手帳の提示並びに申込書の提出を受けるところによる。

（施設療養等の内容、留意事項）

第9条 施設入所における療養等については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 医療ケアとしては、診療、投薬の処置、身体の状況及び病態に応じた看護、機能訓練等を含む。また、適切な栄養管理、栄養マネジメントを行う。

- (2) 生活介護としては、快適な療養生活が出来るように食事、入浴、口腔ケア、おむつ交換、教養 娯楽等に関する催事等を含む。
 - (3) 生活指導相談としては、家庭復帰に関する事項及び福祉制度に関する事を含む。
- 2 前項に関して次の各号を定める。
- (1) 食事、リハビリテーションをかねて所定の食堂を使用するものとし、基準食のほか糖尿病食、腎臓食、肝臓食、濃厚流動食等の特別食も食事箋により提供するものとする。
 - (2) 入浴は、1週2回を原則とし、一般浴槽によるほか、介助を必要とする入浴は、特殊浴槽による。
 - (3) おむつ交換は、原則として定時交換とするほか、必要に応じて随時実施する。
 - (4) 衣類等の交換は、希望に応じ随時実施する。
 - (5) 寝具は、施設として提供するものとし、シーツ、カバー等交換は、原則として1週間に1回以上とする。ただし、現況に応じてその都度実施する。
 - (6) 口腔ケアは、誤嚥性肺炎の予防においても効果的である為、利用者の歯牙の状況に応じ、毎日実施する。
 - (7) 身の世話、施設職員たる看護職員及び介護職員が随時実施する。
 - (8) 日常生活は、施設の日課表及び業務予定表による。
 - (9) レクリエーション等の催事は、施設での生活をより快適にすること並びに精神衛生上の観点から積極的に実施する。なお、これらの催事には地域のボランティアの活動を受け入れる。
 - (10) 外泊、外出等は、身元保証人の同意により病態に応じ許可する。ただし、その期間及び回数は、制限されることとなる。
- 3 入所、退所及び療養の継続に関わる適否検討等に関する事項は、別に定めるところによる。
- 4 施設入所に関し必要とする留意事項は、前記のほか次の各号に掲げるところによる。
- (1) 施設は、入所を希望する者に対しては、正当な理由なく施設サービスを拒んではならない。
 - (2) 退所に際しては、その者又は家族に対し、適切な指導、退所後の主治医、居宅介護支援事業者に対しての情報提供その他保健医療サービス、福祉サービスを提供する者との連携に努める。
 - (3) 施設は、要介護認定の更新申請が認定有効期間の満了日30日前までにおこなわれるよう必要な援助を行う。
 - (4) 施設は、入所の際要介護認定を受けていない入所申込者については、申請の有無が既に行われているか確認すると共に、未申請の場合は、その援助を行う。

(利用料その他費用)

- 第10条 介護老人保健施設の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護老人保健施設が法定代理受領サービスであるときは、原則、介護報酬の1割、2割又は3割の額とする。
- 2 施設は、入所者が自己消費分に相当する食費（食材料費及び調理にかかる費用）、居住費（滞在費）（多床室の場合は光熱水費相当、従来型個室の場合は光熱水費に建設費用及び維持費用を勘案した額）、理美容代、及び日常生活において通常必要となるもの

に係る費用を徴収するものとする。

- 3 前項に掲げる食費及び居住費（滞在費）において、厚生労働省により利用者負担の上限が定められている者についての自己負担額は、介護保険負担限度額認定証に記載の金額とする。
- 4 前2項に掲げる利用料の金額は、別に定めるところによる。

（身体の拘束等）

第11条 施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

（褥瘡対策等）

第12条 施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

（苦情処理その他留意事項）

- 第13条 施設は、提供した介護保険サービスに関し入所者からの苦情に、迅速、親切に対応するために苦情受付窓口を設置し必要な措置を講ずる。
- 2 提供した介護保険サービスの苦情に対して、市町村、国民健康保険団体連合会から指導助言を受けた場合は、必要な改善を行うものとする。
 - 3 入所者に対する介護保険サービスの提供により、事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡し必要な処置を講ずる。
 - 4 入所者に対する介護保険サービスの提供により、損害賠償事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとする。

（所管業務）

第14条 第6条に規定する職種の所管業務は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 施設長（医師）は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (2) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
- (3) 介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- (4) 理学療法士又は作業療法士は、医師の指示に基づきリハビリテーション実施計画書を作成し、リハビリテーションの実施・評価を行うとともに、他職種に対して生活動作での指導を行う。
- (5) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
- (6) 管理栄養士又は栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- (7) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じ、入退所業務及び必要

に応じ要介護認定更新の申請手続きを行うとともに、市町村及び他医療・福祉機関との連携をはかる。

- (8) 介護支援専門員は、利用者の在宅復帰に向けた施設サービス計画をたてるとともに、ケアプランの評価、修正等の業務を行う。
- (9) 事務職員は、他の職種が所管しない業務を行う。

(利用者の守るべき事項)

第15条 利用者は、施設長が別に定める「約款」等で、予めその説明を受けると共に、これらの規程を厳守するものとする。なお施設長は、これらの厳守が行われない時は退所等施設の利用を拒否する措置を講ずることが出来るものとする。

(非常災害対策)

第16条 施設における非常災害対策については、次の各号に掲げるところによるほか別に示すところによる。

- (1) 利用者の避難等の安全に関する措置を最優先するものとし、併せて関係官公署への通報を速やかに実施する。
- (2) 避難場所等の明示、誘導者の担当、入所者の搬送区分は、職員及び入所者に熟知させる。
- (3) 防災計画に基づく防災訓練を実施する。
- (4) 施設関係者の非常呼び出しについては、緊急連絡網による。
- (5) 非常災害時に使用する設備及び機械取扱い要領については、施設関係者に熟知させる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第17条 施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、施設は利用者に対し必要な措置を行う。

2 医師の医学的判断により、専門的な対応を必要とする場合は、協力医療機関での診療を行う。

(衛生管理)

第18条 利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について衛生的な管理に努めるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第19条 施設職員に対して、施設職員である期間及び施設職員でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の個人情報を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

(記録の保存)

第20条 利用者の施設サービス・在宅サービスの提供に関する記録は、記録を整備した日から5年間保存する。

(委任規定)

第21条 この規程に定めのない事項で必要な事項は、施設長が別に定める。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。なお従来 of 運営規程は廃止する。

この規程は、平成14年1月1日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成19年5月1日から施行する。

この規程は、平成23年5月1日から施行する。

この規程は、平成25年9月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、平成29年12月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。